

宇摩圏域医療再生計画推進協議会要綱

平成 22 年 5 月 7 日

告示第 104 号

(設置)

第 1 条 宇摩圏域医療再生計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、宇摩圏域医療再生計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に基づく施策の実施に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の検証に関すること。
- (3) 計画の見直しに関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、顧問及び委員をもって組織する。

- 2 顧問は、本市選出県議会議員をもって充て、市長が委嘱する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 医療機関代表者
 - (2) 関係団体代表者
 - (3) 住民代表者
 - (4) 行政関係者
- 4 顧問及び委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 委員会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、宇摩圏域医療再生担当課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に

諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。